



### 3. 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、教育・保育提供区域と共通の区域設定とすることが基本とされていますが、利用の実態等に応じて事業ごとに設定することも可能とされています。

第2期計画では、各事業の形態や展開を考慮して区域を設定していましたので、第3期計画においても同様の考え方で提供区域を設定します。

また、第3期計画より新たに提供区域を設定する必要がある事業は、事業展開において地域性を考慮する必要があるのかを検討のうえ、設定しています。

NO	事業名	事業概要	提供区域	区域設定の考え方
1	利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
2	地域子育て支援拠点事業	主に乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
3	妊婦健康診査	母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん訪問事業)	生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育てに関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業です。	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士、ヘルパー等子育て経験者等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業です。	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
6	子育て世帯訪問支援事業(新規)	養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、訪問支援員が居宅訪問し、当該家庭が抱える不安及び悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭環境及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
7	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、経済的な理由により児童を緊急一時的に保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、当該児童を一定期間、養育し、又は保護する事業です。	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
8	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、お互いに助け合う(有償)相互援助活動事業です。	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
9	一時預かり事業	保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して一時預かりを実施する事業です。	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
10	時間外保育事業(延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。	2区域	事業の性質上「教育・保育」の提供区域と同様に設定
11	病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。	2区域	地域性を考慮した事業展開の必要性があるため、「教育・保育」の提供区域と同様に設定
12	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、異なった学年による児童の集団生活を推進し、児童の健全育成を図る事業です。 市内全13小学校で実施しています。	全域	各小学校区単位で設置することを基本としつつ、市全域において事業展開を行うため
12-2	放課後子ども教室	保護者の就労などに関わらず、小学校に通うすべての児童を対象として、学校の余裕教室等を活用し、体験型学習などを実施する事業です。	全域	放課後健全育成事業と一体的に実施する事業であるため、同様に全域で設定

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容